

令和7年 第6回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年6月6日(金) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	欠 席	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 松本 有加  
 事務局次長 松浦 秀紀  
 事務局 菊池 嘉隆、木村 有美

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第22号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)  
 (利用権設定) 24件

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による届出等について 6件

第4 協議・連絡事項

・農業者年金について

- ・第7回農業委員会合同総会後の情報交換会について
- ・第7回農業委員会総会について

## 5. 会議の概要

事務局長           ただいまから、令和7年第6回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名中18名で総会成立の定足数に達しております。欠席委員は「1番、濱田 善純委員」です。

それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池会長挨拶)

議 長           それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長           それでは議事録署名人に「15番、山内 裕司委員」、「16番、大和眞二委員」を指名します。

議 長           それでは付議案件に入ります。  
議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
番号17について事務局の説明を求めます。

事 務 局           それでは、番号17について説明します。  
番号17、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「8,405㎡」、3条無償移転です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」  
申請事由としては、譲渡人は、管理ができないので譲り渡したい。譲受人は、今まで借り入れて耕作をしていたが、譲り受けて耕作を続けたいであります。本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 この「〇〇〇〇」は、〇〇〇〇を過ぎて下っていきまして、〇〇〇〇への入り口の左側の土地になります。

今は「〇〇〇〇」さんがドローンを飛ばして、防除をやられています。

以前は〇〇〇〇の「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」からお借りして作られておりまして、5年前に「〇〇〇〇」さんに借り手が変わっております。

「〇〇〇〇」が高齢ということで、無償で「〇〇〇〇」さんに譲渡するということです。

「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇でされています。

何の問題もないと思いますので、審議の方をよろしくお願いします。

議 長 番号 17 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 18 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 18 について説明します。

番号 18、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,414 m<sup>2</sup>」、他 12 筆、計「23,053 m<sup>2</sup>」、3 条使用貸借です。

貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、貸付人は、特例付加年金を受給するため、農業後継者に農地を貸し付けたい。借受人は、農地を借り受けて農業経営に励みたいであります。本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 それでは18番の説明をさせていただきます。

貸付人の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、今回、書かれていますとおり、  
農業者年金の特例付加年金を受給するため、息子さんの「〇〇〇〇」君  
〇〇歳に畑を貸し付けることになりました。

親子間での使用貸借となります。

「〇〇〇〇」さんは、奥さんと「〇〇〇〇」君の親子3人でみかんづ  
くりをされております。

「〇〇〇〇」君は就農5年目になります。

マルチドリップ栽培にも取り組まれており、積極的に規模拡大を図ら  
れております。ここにも書いていますように「〇〇〇〇」さんの畑は〇  
〇〇・〇〇〇〇境にも1町以上ありまして、地番は〇〇〇〇となっ  
ておりますが、ほぼ〇〇〇〇の園地となります。また、〇〇〇〇の裏側の  
〇〇〇〇の方にも畑を耕作されておりました、市外の畑などを合わせま  
すと3町以上の畑でみかんづくりをされております。

この案件、何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 番号18について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号19について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号19について説明します。

番号19、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,366  
㎡」、他1筆、計「2,381㎡」、3条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、高齢のため管理ができないので譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、経営規模を拡大したいであります。本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明ではございますけれども、この件について少々問題があって、2度4役会を開いておりますので私から説明をさせていただきます。

〇〇〇〇の農地に関する案件であります、「〇〇〇〇」さん〇〇歳が、「〇〇〇〇」さん〇〇歳に農地を譲渡したいという申請がござっておりますが、5月8日時点で、その譲渡契約に反対し、その農地を買う権利が自分にあると主張する人物がいるとのことで4役会を開き協議をいたしました。

その人物は10年ほど前からこの農地を耕作しています。

「〇〇〇〇」さんのご主人が亡くなったのは9年前です。生前、「〇〇〇〇」さんのご主人から耕作を頼まれた、いずれこの農地は君に売ると約束したと主張をされておりますが、口約束で確認が取れません。

実際には「〇〇〇〇」さんのご主人に対しても、「〇〇〇〇」さんに対しても、農地法に基づく農地の貸借の契約の手続きはとってはならず、この農地を買う権利はおろか、この農地を耕作する権利さえ法的根拠は無いと判断をいたしました。

一番には、現在の所有者である「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」さんに対して売る。現在耕作している人物には売らないと強固な意志表示をしているので、この譲渡申請に問題はないと思われまます。

ご審議をお願いいたします。

委員 先ほど、口約束で10年という契約が存在するという議長の説明がありました。

議長 いや、耕作をしている事実があるが、契約はしていない。

委員 「〇〇〇〇」さんが今度契約するようになった場合ですよね、今耕作されている方は、「〇〇〇〇」さんのご主人が生前の時には、ずっと作ってくれとか、ゆくゆくは売るから買ってくれとか言われていたと主張されているようだが、この契約が成立した場合は、その権利は

なくなるわけですか。

議長 元々権利関係はない。  
こういう売買をする時に貸借関係がある場合には、その貸借関係を解消して売買しなさいという決まりがあるんですけども、その解消すべき契約関係がないということで、今後については「〇〇〇〇」さんの所有物になるということです。

委員 借りていた人は、毎年上納を払いよったわけ、払っていないわけ。

議長 みかんを何箱か持っていくという話になっていたと聞いていますが、実際に持って行っていたのかの確認は取れていません。

議長 この件のこととは別の話なんですけれど、〇〇〇〇では裁判になった例もあります。こういう貸借関係を農業委員会に申請をして契約を結ばずに、口約束で貸借関係を取っていたが、代が変わった際に、相続を受けた人との関係が悪くなり裁判に至ったという事例を聞いております。

お互いに関係が良い時には、その口約束でも成り立つのかもしれないが、片方が亡くなった際には関係が途絶えてしまうため、きちんとした契約を結ぶ必要がある。

委員 契約をせずに 10 年間作っていたが、それは法律的な権利を認められないということですが、これが 20 年、30 年と期間が延びたとしても一緒なんですか。

議長 例えば、これと類似した場合、所有者から何も申し出がなかった場合は、所有権かどうかは分からないが 20 年間作っていた事実があれば、これからも作り続ける権利が発生すると聞いている。

委員 結果的にその主張される方が、買いたいけど買えないという罰を受ける感じになるんですか。

「〇〇〇〇」さんも契約を結んでいないということは、ご本人さんも悪いですよ。

議長 「〇〇〇〇」さんの方は農業委員会に来て、貸借契約を結ばないといけないということを聞いて、何回もその相手に契約の意思を伝えた

ようだが、その相手はそれなら買うということで売買契約を結びましょうという話までなったが、その相手にそのまま放置されてしまい、「〇〇〇〇」さん側が抗議をしたということは聞いていません。

結局は最初から貸借契約を結ばなければ何の権利も発生しない。すべきことをしていないため、罰を受けたとは違う。

事務局

補足させていただきます。

口約束では、農地法上は全く権利が発生しません。民法で口約束でも大丈夫ですよという規定があるらしいんですが、民法では口約束で契約が成り立つということなんです、農地法では農業委員会を通してないものに関しては、全て権利が発生しないということです。

「〇〇〇〇」さんの案件では、「〇〇〇〇」さんの意思が、「〇〇〇〇」さんに売るということです。以前は「〇〇〇〇」さんからその方に売るという話もあったみたいなんです、その方が「〇〇〇〇」さんの意思を無視しているということではないかなと思うんです。買う意思はあったかもしれないんですが、きちんとした契約に応じていなかったということをお聞きしております。

そこで「〇〇〇〇」さんの意思が、「〇〇〇〇」さんに売るということになり、この契約となっております。

ですから、農地法では、口約束では売れない、契約は成立しないということです。

委員

自分たちで一筆書いていたら、どうなんですか。

議長

民法上は分かりませんが、農業委員会としては駄目です。

農業会議の方に話を聞いたが、その相手が権利を主張するなら裁判しかない。

それともう一つ、「〇〇〇〇」さんとの口約束は、「〇〇〇〇」さんの亡くなったご主人とのもの。ご主人は9年前に亡くなっており、その人物は10年前から耕作しており、口約束の関係があったとしても1年ぐらい。9年前に亡くなっているのに「〇〇〇〇」さんの方には、その人物からのアプローチはなかったということです。

契約をする意思が最初からあったのかどうかは疑われる。

委員

常識的に考えたら、ご主人が亡くなったのだから、作りたいのであれば、その後を継ぐ人に問うべきだ。それをしていないことはその人物

の落ち度が大きい。

委員 民法と農地法の話が出たんですが、農地に関しては農地法が1番で、民法の口約束は裁判しても全く影響はないのか。

事務局 裁判に影響がある可能性はあるんですが、農業委員会を通していない、農地法の許可を得ていないものに関しては、民法よりも農地法が優先されるということです。

先ほど会長が言われましたように、今回の件は10年ぐらいなんですが、20年を超えますと、耕作される方が権利を主張できるということはお聞きしておりますので、その方のものになる可能性があるということです。必ずしも20年耕作したからその方に所有権が移るということではなく、移る可能性があるということです。

議長 その他にご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 なければ承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号20について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号20について説明します。

番号20、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「557m<sup>2</sup>」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、この農地を譲り渡し、他の農地を譲り受けたい。譲受人は、他の農地を譲り渡し、この農地を譲り受けて耕作したいであります。本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは説明いたします。

「〇〇〇〇」さん、息子さんと2人で耕作をされております。息子さんは〇〇歳で、義理の息子さんで養子に入られました。大変熱心に仕事をされております。

また、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、最近腰の具合が悪く山が少し荒れ気味ですが、農業をされております。

今回「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」さんの農地を買うという案件ですが、その裏には「〇〇〇〇」さんの農地を「〇〇〇〇」さんが買うという話が付随していきます。

その案件は今回の3条では取り扱いできず、所有権の移転、農振除外等が必要になってくる案件ですので、5条申請をしております。そのため今月の案件には出ず、来月以降にもう一度「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」さんの園地を買う話が出てきます。

この園地は「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんの2人が、お互いの園地を渡す形で契約に至っており何ら問題ないと思われま

す。よろしくお願ひします。

議 長 番号20について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 今の話では園地の集約で入れ替えるような形ですか。

8 番 失礼しました。

「〇〇〇〇」さんは倉庫が欲しくて、倉庫の園地を探していました。

今回、5条申請をかけて農地を購入して、そこへ倉庫を建てるため、農振除外等で時間がかかりますので、今月では処理できないということで来月以降になります。「〇〇〇〇」さんは隣接園地なので喜んで応じたという形になります。

議 長 その他にないですか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 21 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 21 について説明します。

番号 21、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「272 m<sup>2</sup>」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、遠方に住んでおり管理ができないため譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて耕作したい。本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

4 番 〇〇〇〇行政書士より文書が届きまして、一体何だろうかなと開けましたら、この案件でありました。

〇〇〇〇のどの場所なのかなと探してみますと、〇〇〇〇の階段の下の方だということが分かりました。

〇〇〇〇は〇〇〇〇から上がる道と階段で上がる道がありますが、階段の方でありまして、この園地で家庭菜園をしたいというこの〇〇歳の「〇〇〇〇」さん。

この土地ですが、以前はご主人が所有していたんですが、再度購入して、季節の野菜を栽培したいということでの購入であります。

消毒等の管理については、通行車両に影響を及ぼさないよう十分注意を払いますということ、丁寧に書面でいただいておりますので、四季折々の家庭菜園を、これから楽しんでいただくものと考えております。

問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。

議長 番号 21 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 22 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 22 について説明します。

番号 22、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「609 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、転出を予定しているため、農地を譲り渡したい。譲受人は、借りていたこの農地を譲り受けて耕作を続けたいであります。本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 それでは 22 番の説明をいたします。

譲渡人「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で奥さんと 2 人で暮らしておられます。現在無職でありまして、以前はそんなに広くはないですが、みかん作りをされておりましたが、高齢化に伴いまして、全ての園地を順次手放して行って、最後にこの園地だけが残っている園地となっております。この園地はデコポンを作っていました。もう何年か前から廃園となっております。

その場所をこの譲受人「〇〇〇〇」さんが、耕作したいということで、もうすでに甘平の苗木を植えて作っております。

「〇〇〇〇」さんは、地元からの転出を予定しているために農地を順次手放していった状態であります。

〇〇〇〇さんは〇〇歳で、両親と奥さんと耕作しております。

何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

- 議 長 番号 22 について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、議案第 22 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」、一括契約を上程します。
- 議 長 番号 18 について事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 18 について説明します。  
貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「611 m<sup>2</sup>」。  
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 2 番 「〇〇〇〇」さんは高齢のため農地を減らしたい。「〇〇〇〇」は農地を増やして経営を安定させたいということで、何ら問題ないと思いますので、承認のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 番号 18 について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)

議 長            それでは承認することといたします。

議 長            続きまして、番号 19 から 22 について一括して、事務局の説明を求めます。

事 務 局            番号 19 から 22 について一括で説明します。  
番号 19、貸借権を設定する農用地、所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「405 m<sup>2</sup>」、他 1 筆、計「5,415 m<sup>2</sup>」  
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。  
番号 20、貸借権を設定する農用地「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,340 m<sup>2</sup>」。  
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。  
番号 21、貸借権を設定する農用地の所在「〇〇〇〇」。地目、現況「樹園地」、面積「132 m<sup>2</sup>」。  
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。  
番号 22、貸借権を設定する農用地、所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「205.68 m<sup>2</sup>」、他 3 筆、計「12,433.68 m<sup>2</sup>」  
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長            地元委員の説明を求めます。

5 番            4 件を続けて説明したいと思います。  
まず番号 19 についてですけど、貸し手は「〇〇〇〇」さん、高齢で息子さんが〇〇歳なんですけれど、ずっと百姓されておったんですけど、体の調子が悪いということで、面積を減らしていかないといけないということで、借り手の「〇〇〇〇」さん〇〇歳なんですけれど、園地がちょうど隣同士ということで、貸借の申し出がありました。  
続いて番号 20、貸し手が「〇〇〇〇」さん〇〇歳と高齢で、この方も体が弱いので、借り手の「〇〇〇〇」さん、これも園地が隣同士なので貸借の申し入れがありました。  
「〇〇〇〇」さんは〇〇歳と若くて、従業員を 3 人年間雇用されていますので、今の面積ではちょっと少ないため規模拡大を希望してお

られまして、園地も隣同士ということでちょうどいい話だと思います。何ら問題ないかと思ひます。

続きまして、番号 21 番ですけれど、貸し手は「〇〇〇〇」さん、借り手は「〇〇〇〇」さんなんですけど、道路端の家庭菜園にちょうどよい園地で、「〇〇〇〇」さんが耕作しにくいということで、「〇〇〇〇」さんが借りるということになりました。何ら問題ないと思ひます。

続いて番号 22 番ですけれど、貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳と高齢でありまして、昨年度で百姓やめるということで、借り手の「〇〇〇〇」さん〇〇歳と若くて、〇〇〇〇からの研修生で、〇〇〇〇で百姓をしたいということです。〇〇〇〇は新規の方や地域外の方が多くなっており。地域の時期エースとして頑張ってもらえたらということで、貸借の申し出がありました。何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま番号 19 から番号 22 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することといたします。

議 長 　　続きまして、番号 23 から 25 について一括して、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 23 から 25 まで一括で説明します。

番号 23、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「48 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

番号 24、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「329 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

番号 25、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,218 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 説明いたします。

貸し手の「〇〇〇〇」さん〇〇歳、借り手の「〇〇〇〇」さん〇〇歳。

この園地は「〇〇〇〇」さんの隣接園地で、耕作に大変便利なので作りますということで、何ら問題ないと思われま。

また、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、この園地につきましても、「〇〇〇〇〇」さんより、借り受けて大変熱心に作られておりますので、何ら問題ないと思われま。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、お 2 人の関係は、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇から来られた I ターンで、「〇〇〇〇」さんの園地で実習を積まれて、現在は就農をされて、立派にみかん農家を頑張っておられます。何ら問題ないと思いま。

以上です。

議 長 ただいま番号 23 から番号 25 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 26 から 30 について一括して、事務局の説明を求めま。

事 務 局 番号 26 から 30 まで一括で説明しま。

番号 26、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「646 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,720 m<sup>2</sup>」

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 27、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「396 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

番号 28、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,967 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「5,094 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 29、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「5,088 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 30、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「4,656 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 26 番から 30 番までの説明をします。

まず 26 番ですが、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」君〇〇歳で、「〇〇〇〇」君は今年の春から研修を修了して就農した I ターンの方です。就農するにあたり担い手育成チームが園地を探すのになかなか見つからなく、「〇〇〇〇」さんが夫婦で 4 町ぐらい作っていて、もう手に負えないから畑を売ろうとしていたところ、「〇〇〇〇」推進委員が「〇〇〇〇」君に貸してやってほしいと話を持っていき、何とか貸してもらうこととなった。何ら問題はありません。

次に 27 番、28 番、29 番は大なり小なり関係があるので、一括で説明させていただきます。

この 3 件の園地は、以前は全て「〇〇〇〇」さんの園地でした。

「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」さんに事業を継承するということで、全部の園地を貸していたんですが、「〇〇〇〇」さんは、前にも何

回も言ったようにうつ病になりまして、畑の様子も悪くなってきた去年、「〇〇〇〇」さんが一部を買ってくれということで、「〇〇〇〇」君が一部を購入して、面積も縮小して、縮小した上で、更にその一部を貸借という感じで作るように去年やったところなのですが、更に〇〇〇から帰ってこなくなりまして、奥さんの「〇〇〇〇」さん〇〇〇歳が、旦那さんをあてにせずに、自分の名前でみかんづくりをして出荷しますということで、去年結んだ貸借契約を合意解約しまして、その一部を「〇〇〇〇」さんが、5反ほど作るように契約をし直しました。

残った一部を「〇〇〇〇」君に貸してくれないかと「〇〇〇〇」さんをお願いしました。

更に「〇〇〇〇」さんから「〇〇〇〇」君が借りた園地のすぐ近所に「〇〇〇〇」君が購入した園地がありまして、それを奥さんの「〇〇〇〇」さんが、ここも作ってくださいことで、「〇〇〇〇」君に作ってもらうということになりました。

上手に説明できたかどうか分かりませんが、そういうことなのでぜひよろしくをお願いします。

30番ですが、「〇〇〇〇」君、2年ほど前に就農した、Iターンの〇〇〇の方なのですが、当初〇〇〇〇では研修生に山を耕作させるには、最初は2年で様子を見るということで、当初2年しか契約させておりませんでした。その期間が過ぎて、更新をおこなったという意味合いで何ら問題ないとは思いますが。

どうぞよろしくをお願いします。

議長 ただいま番号26から番号30について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号31から41について一括して、事務局の説明を求めます。

事務局

番号 31 から 41 まで一括で説明します。

番号 31、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,044 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 32、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「5,073 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 33、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,888 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

番号 34、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,159 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計 2,383 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

番号 35、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「661 m<sup>2</sup>」。外 5 筆、計「4,319.79 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

番号 36、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,333 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,818 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

番号 37、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「464 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

番号 38、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,206 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

番号 39、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「919 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、計「2,693 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」。

〇)、使用貸借。

番号 40、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「365 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「8.350 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇〇)、使用貸借。

番号 41、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「992 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「2,390 m<sup>2</sup>」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇〇)、使用貸借。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

1 4 番

31 番「〇〇〇〇」さん。今年、誕生日がきたら〇〇歳で、知っている限りでは後継者がいらっしやらないのかなと思います。縮小されるということです。「〇〇〇〇」さん〇〇歳で、〇〇〇〇をされていた弟さんも辞められて一緒にされています。それから〇〇歳の息子さん、元気な男手が 3 人おり十分やっているということで、この土地は〇〇〇〇のファームポンドの横になります。道もありますのであるということです。

それから次の 32 番は同じく「〇〇〇〇」さんですが、〇〇〇〇のファームポンドの下であり、道路が付いています。「〇〇〇〇」さん〇〇歳、お父さんが「〇〇〇〇」さん〇〇歳で、結構広げてやっておられますが、2 人とも元気にやっておられますので十分やっていけると思います。

33 番、〇〇〇〇ですから〇〇〇〇の方になります。〇〇〇〇の下にあって、〇〇〇〇という広い平坦な所の少し上になります。「〇〇〇〇」さんは 34 番の〇〇〇〇共選長の「〇〇〇〇」さんの奥さんです。ここは少し道路から外れているんですが園内道があります。「〇〇〇〇」さん、元気に頑張ってやるそうです。「〇〇〇〇」さんのところは息子さんが亡くなられて、ご本人も高齢で体調は少し悪いが一生懸命共選の仕事をしておられます。奥さんも高齢となり最近あまり山で見ることもなくなり、縮小されるということで、借りていた土地や自分の土地を色々な方にしてもらおうということです。

元の〇〇〇〇の家があった〇〇〇〇という所で中腹ぐらい、〇〇〇〇〇のてっぺんの辺り、そこの家の周りの土地を貸すということで、〇〇〇〇と〇〇〇〇がその南側で、〇〇〇〇は「〇〇〇〇」さんの倉庫

の近くで、〇〇〇〇に向かって押し出す南予用水のポンプ倉庫のすぐ下で、イヨカンを作っている、自分の家からも倉庫からも近いところ  
です。

35 番ですが「〇〇〇〇」さんが借りるようになる、「〇〇〇〇」さんが耕作していた土地です。〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇は、〇〇〇〇の周りで北側の〇〇〇〇側になります。〇〇〇〇、〇〇〇〇は、〇〇〇〇に向かって〇〇〇〇の方から上がっていく農道の道の上下になります。斜面があつたりはしますが条件の良い所で「〇〇〇〇」さんが3人でやっていくと思います。

36 番、「〇〇〇〇」さん〇〇歳が借りられるようになります。お父さんは年をとられたが、まだ山に行かれております。普段は「〇〇〇〇」さんが1人で頑張っています。この場所は〇〇〇〇が〇〇〇〇の雪でつぶれたハウスの対岸になる所で、川添いの平地です。自宅はその近くにありますが、条件もいいと思いますし、クレーンも通っています。それから〇〇〇〇というのは、山の上の方になりますが、「〇〇〇〇」さんの隣の畑になります。

37 番、「〇〇〇〇」さん、共選長をされていた「〇〇〇〇」さんの息子さんで、本人は少し体調が悪いが、お父さんが頑張っております。あまり広くはないが、家のすぐ隣の畑なのでされます。

38 番は〇〇〇〇の方になりまして、〇〇〇〇に向かう時に見える〇〇〇〇のすぐ下の平坦地です。「〇〇〇〇」さん〇〇歳は〇〇〇〇から下りてこられ、〇〇〇〇に住んでおられ、周辺で農地を探しておられました。住宅に囲まれた地域になるので手がけで処理していかないといけない所です。

39 番、「〇〇〇〇」さん〇〇歳は農業を辞めたので、ここ数年農地が荒れた状態にある。本人は共選のフォークリフトを操作されたりしています。受け手は「〇〇〇〇」の「〇〇〇〇」さんで、まだ〇〇代と若い方で〇〇〇〇から出てきた方です。場所は〇〇〇〇と〇〇〇〇は100mぐらいで道のすぐ下でありモノラックで運搬できます。〇〇〇〇は〇〇〇〇の制御室のすぐ上側で、道路から出入りできます。〇〇〇〇は道下で急斜面も平坦な所もありますが、〇〇〇〇農道の入り口ぐらいになる。ここ数年荒れていたが、クレーンは付いています。

40 番です。「〇〇〇〇」さんという方が持ち主ですが、「〇〇〇〇」さんという方が亡くなられて相続を受けたが、〇〇〇〇に住んでおり戻ってくることはないので、「〇〇〇〇」さんがずっと借りてやっていたんですが、先ほど言ったように縮小されることになりました。借りる人は「〇〇〇〇」さん、まだ元気な〇〇〇〇の〇〇歳の方、結婚

もされている後継者もおります。〇〇〇〇が〇〇〇〇と言われるような広い畑であり、その道を挟んだ畑が〇〇〇〇です。

41番、同じく「〇〇〇〇」さんで、これは「〇〇〇〇」さんがされます。先ほどの〇〇〇〇の周りの畑と、それと引っ付いたような畑で、〇〇〇〇はそこへ行く〇〇〇〇線の道路のすぐ下にある所です。道路のすぐそばにあり、条件の良い所です。

以上、貸し手はだいたい縮小ということで、借り手は元気で後継者もいたりするので、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ただいま番号31から番号41について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による届出等について」事務局の説明を求めます。

事務局 番号34について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,703 m<sup>2</sup>」。  
賃貸人「〇〇〇〇」、賃借人「〇〇〇〇」、解約の理由は「合意による解約」であります。  
以降の案件は報告事項ですので説明は省略します。  
以上です。

議長 報告事項でありますので以上で終わります。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長            それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会            15時30分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年6月6日

会 長    菊 池 眞 策

議事録署名人    山 内 裕 司

議事録署名人    大 和 眞 二